

①都道府県	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)					1 就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法									
							(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(1) 貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法									
ア. 教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ. 自治体の広報誌等に記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他(内容を1.(2)に記入)	(2)(1)でケに○をした場合、その内容							(2)(1)でケに○をした場合、その内容										
該当団体	30	30	30	30	28	0	26	21	9	23	26	18	5	0	4	4	10	7	17	1	0	0	7	7		
新潟県	新潟市	教育委員会学務課学務係	025-226-3168	gakumu@city.niigata.lg.jp	https://www.city.niigata.lg.jp/		○	○	○	○	○	○	○				○							○	小学校1年生全員と前年度援助を受けていた者に申請書を配布。	
新潟県	長岡市	教育委員会 学務課	0258-39-2239	gakumu@kome100.ne.jp	http://www.city.nagaoka.niigata.jp		○	○	○	○	○	○							○							
新潟県	三条市	三条市教育委員会 小中一貫教育推進課	0256-45-1112	ikkanyouiku@city.sanjo.niigata.jp	http://www.city.sanjo.niigata.jp/gakkyou/page00009.html		○	○	○	○	○	○					○	○	○					○	区域外の前年度受給者へ案内及び申請書を教育委員会から郵送。	
新潟県	柏崎市	柏崎市教育委員会 学校教育課	0257-21-2366(直通)	gakkyo@city.kashiwazaki.lg.jp	http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/gakuji/kyoiku/kyoiku/shugaku/index.html		○		○	○	○	○							○					○	・(ウ.の補足)申請書と併せて制度案内を全児童生徒に配布。 ・柏崎市ホームページからダウンロードできるように申請書様式を掲載。	
新潟県	新発田市	新発田市教育委員会 学校教育課	0254-22-9532	gakokyoiku@city.shibata.lg.jp	http://www.city.shibata.niigata.jp/		○	○	○	○	○	○							○							
新潟県	小千谷市	学校教育課学務係	0258-83-3519	school@city.ojya.lg.jp	http://www.city.ojya.niigata.jp/		○	○		○	○	○	○						○							
新潟県	加茂市	学校教育課	0256-52-0080	gakkyo@city.kamo.niigata.jp	http://www.city.kamo.niigata.jp/index.htm		○	○		○	○	○					○	○								
新潟県	十日町市	子育て教育部 教育総務課 庶務係	025-757-3118	t-edu-somu@city.tokamachi.lg.jp	http://www.city.tokamachi.lg.jp/		○	○	○	○	○	○							○							
新潟県	見附市	学校教育課	0258-62-1700	gakkyo@city.mitsuke.niigata.jp	http://www.city.mitsuke.niigata.jp/		○	○		○	○	○							○							
新潟県	村上市	村上市教育委員会 学校教育課	0254-72-6882	info@city.murakami.lg.jp	http://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/75/syuuugaku-enjiyo.html		○	○	○		○	○					○	○								
新潟県	燕市	燕市教育委員会学校教育課	0256-77-8211	edu.gakkou@city.tsubame.lg.jp	http://www.city.tsubame.niigata.jp/		○	○		○	○	○							○							
新潟県	糸魚川市	糸魚川市教育委員会事務局こども教育課	025-552-1511	kokyo@city.itoigawa.lg.jp	http://www.city.itoigawa.lg.jp/dd.aspx?menuid=5522		○	○		○	○	○							○							
新潟県	妙高市	こども教育課	0255-74-0037	kodomokyoiku@city.myoko.lg.jp	http://www.city.myoko.niigata.jp/		○			○	○	○							○							
新潟県	五泉市	新潟県五泉市教育委員会学校教育課	0250-43-3911	gakukyo@city.gosen.lg.jp	http://www.city.gosen.lg.jp/		○	○		○	○	○							○							
新潟県	上越市	上越市教育委員会 学校教育課	025-545-9244	j-gaku@city.joetsu.lg.jp	http://www.city.joetsu.niigata.jp		○	○		○	○	○			○	学期ごとに市内全学校の全児童生徒へ制度案内を配布			○							
新潟県	阿賀野市	学校教育課	0250-62-2790	gaku-kyou@city.agano.lg.jp	http://www.city.agano.niigata.jp		○			○	○	○							○							
新潟県	佐渡市	学校教育課	0259-66-4894	k-gakko@city.sado.niigata.jp	https://www.city.sado.niigata.jp/lguide/c_stage/kyoiku/ap_01.shtml		○	○		○	○	○	○						○							
新潟県	魚沼市	教育委員会 学校教育課	025-794-6072	gakkokyoiku@city.uonuma.niigata.jp	http://www.city.uonuma.niigata.jp/		○	○		○	○	○												○	各学校、教育委員会、市役所窓口で希望者に申請書配布	
新潟県	南魚沼市	学校教育課	025-777-3118	gakusyomu@city.minamiuonuma.lg.jp	http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/		○	○		○	○	○							○							
新潟県	胎内市	胎内市教育委員会学校教育課	0254-47-2711	gakuji2@city.tainai.lg.jp	http://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/gakko/syuuugakuenjo.html		○		○		○	○							○	○					○	小学校及び中学校の入学説明会時に、保護者に説明を行っている。
新潟県	聖籠町	聖籠町教育委員会 子ども教育課	0254-27-2111	e-gakkou@town.seiro.niigata.jp	http://www.town.seiro.niigata.jp/			○			○	○							○							
新潟県	弥彦村	教育課 子ども教育係	0256-94-1021	kyoiku@vill.yahiko.niigata.jp	http://www.vill.yahiko.niigata.jp		○	○		○	○	○							○							
新潟県	田上町	田上町教育委員会	0256-57-6114	t1141@town.tagami.lg.jp	http://www.town.tagami.niigata.jp/		○	○																○	町広報紙で周知後、各学校、教育委員会希望者に申請書を配布。前年度認定者には年度初めに申請書を送付。	
新潟県	阿賀町	阿賀町教育委員会学校教育課	0254-92-2561	gakkokyo@town.aga.lg.jp	http://www.town.aga.niigata.jp/			○		○	○	○							○	○						
新潟県	出雲崎町	出雲崎町教育課庶務学校教育係	0258-78-2250	syomugakou@town.izumozaki.niigata.jp	http://www.town.izumozaki.niigata.jp/index.html		○			○	○	○							○							
新潟県	湯沢町	子育て教育部教育課	025-784-2211	kyoiku@town.yuzawa.lg.jp	http://kosodate.town.yuzawa.lg.jp/support/nyuenzyoshei/syuuugaku_enjo.html		○	○		○	○	○							○					○	・新一年生の体験入学時に、就学援助の説明と申請書の配布。 ・前年度受給者へは、個別に申請書類を郵送。	
新潟県	津南町	津南町教育委員会子育て教育班	025-765-3118	kyoiku@town.tsunan.lg.jp	http://town.tsunan.niigata.jp/site/kyoiku/yohogo.html		○		○		○	○							○							
新潟県	刈羽村	刈羽村教育委員会教育課	0257-45-3933	kyoiku@vill.kariwa.niigata.jp	http://www.vill.kariwa.niigata.jp/		○				○	○							○	○						
新潟県	関川村	関川村教育委員会 教育課 学校教育班	0254-64-1491	gakkokyoiku@vill.sekikawa.lg.jp							○	○							○							・入学説明会において、学校から保護者に対し説明する。 ・現認定者については、進級時に申請の有無を確認するなどフォローしている。
新潟県	粟島浦村	教育委員会	0254-55-2111	kyoiku@vill.awashimaura.lg.jp												○	粟島浦村では対象者がいないため就学援助を実施していない。							○	対象者がいないため就学援助を実施していない。	

		II 平成29年度準要保護認定基準																													
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でツ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額			(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率		
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動と自動的に変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)					
該当団体	30	24	25	24	21	22	23	8	7	20	20	8	8	8	18	15	4	8	0	7	27	27	27	27	0	0	7	11	30		
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(2)【基準額の時期】引き下げ前の生活保護基準額	30%未済
新潟県	長岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15%未済	
新潟県	三条市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】平成25年8月から実施している生活扶助基準の見直しに伴い、制度への影響が及ばないよう、改正前の保護基準を適用している。	15%未済
新潟県	柏崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【課税所得等の分類】税法上の「総所得金額」【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済
新潟県	新潟市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20%未済	
新潟県	小千谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未済
新潟県	加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	病氣、災害等特別な事情により経済的に困窮していると認められる者	15%未済
新潟県	十日町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15%未済	
新潟県	見附市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】H24.12.31時点の生活保護基準により判定	15%未済
新潟県	村上市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未済
新潟県	燕市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済
新潟県	糸魚川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15%未済	
新潟県	妙高市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】当市の要保護及び準要保護支給規則の認定基準について、平成25年4月1日において適用される生活保護基準の1.3倍以下の世帯に属する者を対象としている。	20%未済
新潟県	五泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	病氣、災害等の特別な理由により経済的に困窮していると教育委員会が認めた者	15%未済
新潟県	上越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15%未済	
新潟県	阿賀野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25%未済	
新潟県	佐渡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25%未済	
新潟県	魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未済
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未済	
新潟県	胎内市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15%未済	
新潟県	聖籠町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未済	
新潟県	弥彦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未済	
新潟県	田上町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当町では申請があった内容について、定例教育委員会で個別に審査している。所得状況、民生委員からの情報提供等家庭状況を総合的に鑑みて、認定が必要という判断があれば認定している。	5%未済
新潟県	阿賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未済	
新潟県	出雲崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未済	
新潟県	湯沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未済	
新潟県	津南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5%未済	
新潟県	刈羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	要保護者に準ずる程度に困窮していると刈羽村教育委員会が認めた者	5%未済
新潟県	関川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ア～ツ以外の者で、経済的理由により特別な教育的配慮が必要であると教育委員会が認めた者。	10%未済
新潟県	粟島浦村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	対象者がいないため就学援助を実施していない。	10%未済

		Ⅲ 平成29年度主要保護就学援助額																																						
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項												
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費											
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他			
該当団体	30	0	0	0	3	4	3	27	27	0	0	0	0	3	3	3	27	26	0	7	7	1	1	1	1	1	0	0	23	23	0	5	5	5	1	0	1	17		
新潟県	新潟市				○	11,420	9,476							○	20,470	16,192													○	17,246								新入学児童生徒学用品費等は、1年(上限20,470円)と6年(上限23,550円)に支給(※割合は、1年50:6年50)		
新潟県	長岡市						○	11,420									○	40,600		○	16,899							○	22,417									支給平均額は平成28年度の実績額を記入		
新潟県	三条市						○	11,420									○	40,600										○	23,000											
新潟県	柏崎市						○	11,420									○	40,600		○	8,500							○	30,000									・通学費、修学旅行費の平均支給額は、29年度予算上単価。		
新潟県	新発田市						○	11,420									○	40,600		○	4,000							○	23,213									・支給平均額については、H29予算の単価を使用。		
新潟県	小千谷市						○	11,420									○	40,600		○	44,000							○	30,000									・通学費について：交通費〔交通機関〕片道の通学距離が児童児童4km、学齢生徒6km以上の交通費(交通機関の運賃)。ただし、学区外、区域外通学者は除く。特別支援学級の場合、通学距離は問わない。〔自家用車〕特別支援学級在籍者が自家用車通学する場合の燃料代。		
新潟県	加茂市						○	11,420									○	40,600		○	0							○	20,000									・平均支給額は平成28年度実績から算出 ・通学費はスクールバス運行のため支給該当なし		
新潟県	十日町市						○	11,420									○	40,600										○	33,450									支給平均額は平成28年度実績額に基づいた金額		
新潟県	見附市						○	11,420									○	40,600		○	10,000							○	25,000									・通学費は、児童が市外学校へ通学する場合に支給。H28年度、小学校では対象者なし。		
新潟県	村上市						○	11,420									○	40,600										○	24,726									支給平均額は平成28年度の実績額により算定		
新潟県	燕市						○	11,420									○	40,600										○	24,000											
新潟県	糸魚川市						○	11,420									○	20,470										○	34,460										支給平均額については、28年度の実績額による。	
新潟県	妙高市						○	11,420									○	40,600					○	39,290	0			○	32,800										通学費については、支給実績なし。	
新潟県	五泉市						○	11,420									○	40,600										○	31,000										・支給平均額については29年度予算に計上した単価	
新潟県	上越市						○	11,420									○	40,600		○	22,620									○	21,490	21,429							平均支給額は平成28年度実績から算出	
新潟県	阿賀野市						○	11,420									○	40,600										○	25,800											
新潟県	佐渡市						○	15,220									○	20,470										○	21,000										・学用品費は1年生が12,990円、それ以外は15,220円 ・通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないものは学用品費に含まれる。 ・新入学学用品費は補正により40,600円支給予定。 ・修学旅行費はH28年度実績額。	
新潟県	魚沼市						○	11,420									○	40,600											○	21,490	21,490									
新潟県	南魚沼市						○	11,420									○	40,600										○	30,408										平均額はH28年度実績の平均額。	
新潟県	胎内市						○	11,420									○	40,600										○	26,000											
新潟県	聖籠町						○	11,420									○	40,600											○	21,490	21,490									
新潟県	弥彦村						○	11,420									○	40,600										○	17,298											
新潟県	田上町						○	11,420									○	20,470																					○	修学旅行費：町内小学校1人当たり保護者負担額の最低額
新潟県	阿賀町						○	11,420									○	40,600										○	26,000											
新潟県	出雲崎町				○	11,420	11,420							○	20,470	20,470														○	21,490	21,490								
新潟県	湯沢町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600														○	21,490	21,490								
新潟県	津南町						○	11,420									○	40,600										○	31,000											
新潟県	刈羽村						○	11,420									○	40,600										○	30,000											
新潟県	関川村						○	11,420									○	40,600									○	25,000												
新潟県	粟島浦村																																						粟島浦村では就学援助制度はありません。	

①都道府県	②市町村	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																												(2) 補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容										
		(1) 費用毎の援助額																																						
		学用品費						新入学児童生徒学用品費等						通学費						修学旅行費																				
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体	30	0	0	0	3	3	3	27	26	0	0	0	0	3	3	3	27	26	0	7	7	1	1	1	1	1	0	0	23	23	0	5	5	5	2	1	0	15		
新潟県	新潟市				○	22,320	19,070							○	23,550	18,265												○	63,457										新入学児童生徒学用品費等は、小学6年(上限23,550円)に支給	
新潟県	長岡市						○	22,320								○	47,400		○	40,220								○	65,774										・支給平均額は平成28年度の実績額を記入	
新潟県	三条市						○	22,320								○	47,400											○	70,000											
新潟県	柏崎市						○	22,320								○	47,400		○	13,000								○	76,000										・通学費、修学旅行費の平均支給額は、29年度予算計上単価。	
新潟県	新発田市						○	22,320								○	47,400		○	8,667								○	77,421										・支給平均額については、H29予算の単価を使用。	
新潟県	小千谷市						○	22,320								○	47,400		○	20,000								○	60,000										・通学費について：交通費〔交通機関〕片道の通学距離が児童児童4km、学童生徒6km以上の交通費(交通機関の運賃)。ただし、学区外、区域外通学者は除く。特別支援学級の場合、通学距離は問わない。(自家用車)特別支援学級在籍者が自家用車通学する場合の燃料代。 ・支給平均額 29年度予算計上単価	
新潟県	加茂市						○	22,320								○	47,400		○	0								○	66,379										・平均支給額は平成28年度実績から算出 ・通学費はスクールバス運行のため支給該当なし	
新潟県	十日町市						○	22,320								○	47,400											○	64,440										支給平均額は平成28年度実績額に基づいた金額	
新潟県	見附市						○	22,320								○	47,400		○	120,000								○	65,000										・通学費は、生徒が市外学校へ通学する場合に支給。	
新潟県	村上市						○	22,320								○	47,400											○	67,995										平均支給額は平成28年度の実績額により算定	
新潟県	燕市						○	22,320								○	47,400											○	75,825											
新潟県	糸魚川市						○	22,320								○	23,550											○	54,577										支給平均額については、28年度の実績額による。	
新潟県	妙高市						○	22,320								○	47,400					○	79,410	51,000				○	58,100											
新潟県	五泉市						○	22,320								○	47,400											○	86,000										・支給平均額については29年度予算に計上した単価	
新潟県	上越市						○	22,320								○	47,400		○	35,008									○			○	57,590	56,240						平均支給額は平成28年度実績から算出
新潟県	阿賀野市						○	22,320								○	47,400											○	69,900											
新潟県	佐渡市						○	26,820								○	23,550											○	74,000										・学用品費は1年生が24,590円、それ以外は26,820円 ・通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)が学用品費に含まれる。 ・新入学学用品費は補正により47,400円支給予定。	
新潟県	魚沼市						○	22,320								○	47,400											○			○	57,590	57,590							
新潟県	南魚沼市						○	22,320								○	47,400											○	62,017										・平均額はH28年度実績の平均額。	
新潟県	胎内市						○	22,320								○	47,400											○	77,000											
新潟県	聖籠町						○	22,320								○	47,400											○			○	57,590	57,590							
新潟県	弥彦村						○	22,320								○	47,400											○	76,071											
新潟県	田上町						○	22,320								○	23,550															○	57,590							
新潟県	阿賀町						○	22,300								○	47,400											○	90,000											
新潟県	出雲崎町				○	22,320	22,320							○	23,550	23,550												○			○	57,590	57,590							
新潟県	湯沢町				○	22,320	22,320						○	47,400	47,400													○			○	57,590	57,590							
新潟県	津南町						○	22,320								○	47,400											○	50,000											
新潟県	刈羽村						○	22,320								○	47,400										○	80,000												
新潟県	関川村						○	22,320								○	47,400									○	80,000													
新潟県	粟島浦村																																						粟島浦村では就学援助制度はありません。	

①都道府県	②市町村	IV その他		自由記載欄
		ア. 特 取組を 行っていない(把握 していない)	イ. 取組 を行っている(把握 している)	
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組		
			イに○をした場合、その内容	
該当団体	30	28	2	2
新潟県	新潟市	○		
新潟県	長岡市	○		
新潟県	三条市	○		
新潟県	柏崎市		○	PTA等が主体となって制服や体操着のリサイクルを行っている学校がある。 (教育委員会や学校が主体となって行っているものではない)
新潟県	新潟市	○		
新潟県	小千谷市	○		
新潟県	加茂市		○	必要な学用品をあっせんする場合は、複数の業者から見積りをとっている。
新潟県	十日町市	○		
新潟県	見附市	○		
新潟県	村上市	○		
新潟県	燕市	○		
新潟県	糸魚川市	○		
新潟県	妙高市	○		
新潟県	五泉市	○		
新潟県	上越市	○		・子ども医療費助成制度(平成28年9月から、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの一部負担金を助成)(同一月に同一医療機関において、5回以上受診された場合の5回目以降の負担金はなし) 入院:1日1,200円 外来:1日 530円 調剤:一部負担金なし 訪問看護:1日250円 ・ひとり親家庭等医療費助成制度(18歳となった最初の3月31日までの児童(障害児の場合は20歳未満)を監護している、ひとり親家庭の母または父、あるいはそれに準ずる家庭の方が医療費として支払う自己負担額のうち一部を助成) 入院:1日1,200円 外来:1回 530円(1か月5回目以降は無料)、薬剤費無料
新潟県	阿賀野市	○		
新潟県	佐渡市	○		
新潟県	魚沼市	○		
新潟県	南魚沼市	○		
新潟県	胎内市	○		
新潟県	聖籠町	○		
新潟県	弥彦村	○		
新潟県	田上町	○		
新潟県	阿賀町	○		
新潟県	出雲崎町	○		
新潟県	湯沢町	○		
新潟県	津南町	○		
新潟県	刈羽村	○		
新潟県	関川村	○		
新潟県	粟島浦村	○		今のところ困難な家庭が現れていない、現れれば村長部局と協議の上対応する。 なお、所得などに関わらず、修学旅行、交流学習の旅費は村負担、学校給食費も無料とし、子育て世帯への惜しみない支援をすでに行っている。